

## 導入促進基本計画

### 1 先端設備等の導入の促進の目標

#### (1) 地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等

平成 30 年 4 月末現在の本市の人口は 77,796 人、世帯数は 32,331 世帯であり、市制施行年である昭和 46 年の 9 月末現在と比較すると、人口は 41,105 人の増加(増加率: 112.0%)、世帯数は 20,825 世帯の増加(増加率: 198.2%)となっている

年代(5 歳階級)別人口を国勢調査で見ると、平成 27 年においては、40~44 歳と 65~69 歳世代が高く、また、少子化も進んでいることから、緩やかではあるが少子高齢化は大きな問題となる。次に、産業構造は、平成 26 年本市全体の事業所数は、2,115 事業所であり、平成 24 年と比較すると、86 事業所の増加(増加率:4.2%)となっている。

業種別にみると、平成 26 年では、「卸売業、小売業」が 461 事業所と最も多く、次いで「建設業」が 212 事業所、「宿泊業、飲食サービス業」が 209 事業所、製造業は 189 事業所となっているが、産業業種別従業員数では、「卸売業、小売業」が 3,821 人と最も多く、次いで「製造業」が 3,192 人となっており、事業所数が少ないものの、雇用機会の多くを提供している。

今後、少子高齢化や地球温暖化等が進むことにより、雇用確保の問題や環境負荷の低減の観点から事業の効率性を進める必要があり、そのためには先端設備等の導入を促進する必要がある。

#### (2) 目標

本市は、大阪府の北東部に位置し、市域の半分が山地部を占めている中でも、第 2 京阪道路乗降口が 2 か所、公共交通機関として JR 西日本、京阪電鉄の駅が 6 か所あり、また、大阪・奈良・京都の中心部から概ね 20 分圏内と非常に利便性が高い地域となっている。

この利便性を生かし、本市から企業流出の防止を図り、逆にこの強みを生かした企業流入を図ることで、市民の身近な雇用機会が創出されることによる、通勤時間の短縮から労働者の余暇が生まれる波及効果として、地域内の消費活動の促進、子育て時間の確保等により、「住む・働く・子育てする」という好循環を果たせる都市を目指し、企業立地数を平成 26 年事業所数の 2,115 事業所と比較し、同計画期間中に 2%の増加を目標とする。

#### (3) 労働生産性に関する目標

先端設備等導入計画を認定した事業者の労働生産性(導入促進指針に定めるものをいう。)が年率 3%以上向上することを目標とする。

## 2 先端設備等の種類

本市の産業構造は、卸・小売業、建設業、飲食サービス業及び製造業など、ある一部の業種が突出しておらず、幅広い業種により、雇用を支えておる現状を鑑み、これらの産業で広く事業者の生産性向上を実現する必要があることから、幅広く産業の多様な設備投資を支援する観点により、本計画において対象とする設備は、経済産業省関係生産性向上特別措置法施行規則第1条第1項に定める先端設備等全てとする。

## 3 先端設備等の導入の促進の内容に関する事項

### (1) 対象地域

本市では、平成25年に交野市産業振興基本条例の制定、平成26年には交野市産業振興基本計画を策定し、地域産業の振興を市の重点的施策としてとらえておることから、対象地域を市域全体とする。

### (2) 対象業種・事業

上記と同様の考えから、対象業種・事業を限定しない。

## 4 計画期間

### (1) 導入促進基本計画の計画期間

国が同意した日から3年間とする。

### (2) 先端設備等導入計画の計画期間

3年間、4年間または5年間とする。

## 5 先端設備等の導入の促進に際し配慮すべき事項

- ・ 人員削減を目的とした取組を先端設備等導入計画の認定の対象としない等、雇用の安定に配慮すること。
- ・ 公序良俗に反する取組や、反社会的勢力との関係が認められるものについては先端設備等導入計画の認定の対象としない等、健全な地域経済の発展に配慮すること。